

## 公立大学法人広島市立大学旅費規程

平成22年4月1日

規程第55号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第14条）
- 第2章 内国旅行の旅費（第15条—第32条）
- 第3章 外国旅行の旅費（第33条—第42条）
- 第4章 雑則（第43条—第45条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の職員その他の者が、法人の業務のため旅行する場合における旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が業務のため一時その勤務場所（常時勤務する勤務場所のない職員については、その住所又は居所（以下「住所等」という。））を離れて旅行し、又は職員以外の者が業務のため一時その住所等を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所等から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。
- (5) 帰住 職員が、退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。
- (6) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員

の収入によって生計を維持しているものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何級の職務」という場合には、公立大学法人広島市立大学職員給与規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第50号）第4条第1項に規定する給料表による当該級の職務をいうものとする。

3 この規程において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、勤務場所から8キロメートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、公立大学法人広島市立大学就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号）第24条第1項若しくは第44条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の規程に特別の

定めがある場合その他予算を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、理事長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更(取消しを含む。以下同じ。)をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第2項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をし

たがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所等の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所等の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 14 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
- 15 旅行の事情により、第1項に掲げる旅費に代えて、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「通常の経路等」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要等により、通常の経路等によって旅行し難い場合その他理事長が認める場合には、その現によった経路及び方法又は理事長が認める経路及び方法によって計算することができる。

できる。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 旅行者が同一地域（第2条第3項（ただし書を除く。）に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合には、居住地又は滞在地より目的地に至る旅費を支給する。ただし、その旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給することができる。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えてこれを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支

出担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があつた場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の規程等に特別の定めがある場合を除くほか、理事長が定める旅費とする。

## 第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次に定める旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する線路による旅行の場合には、理事長が定める等級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金
  - ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、同号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
  - イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金
- (4) 理事長が定める者が、第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

(船賃)

第16条 船賃の額は、次に定める旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合には、理事長が定める等級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。

(日当)

第19条 日当の額は、別表第1の定額による。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

- 2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(講習等の旅費)

第22条 職員が、講習、練習又は研習（以下「講習等」という。）のため旅行（次条及び第24条に規定する旅行の場合を除く。）する場合には、次に定める旅費を

支給することができる。

- (1) 鉄道賃及び船賃は、理事長が定める等級による旅客運賃及び急行料金又は寝台料金
- (2) 車賃は、第18条に規定する定額
- (3) 日当及び宿泊料は、講習等の期間、宿泊設備その他の条件を考慮して、理事長が定める額。ただし、第19条及び第20条に規定する定額を超えることができない。
- (4) 食卓料は、前条に規定する定額

第23条 講習等の期間中において、その講習等に必要な旅行をした場合には、その旅行期間中は、第15条から第21条までに規定する旅費を支給する。ただし、鉄道賃及び船賃については、前条第1号に規定するところによる。

2 前項に規定する旅行で、同項ただし書の規定により難い特別の事情があるときは、同項ただし書の規定によらないことができる。

第24条 講習等の期間が10日以内の場合の旅行については、第22条の規定にかかわらず、第15条から第21条までに規定する旅費を支給する。

(日額旅費)

第25条 第6条第15項の規定により支給する日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、理事長が定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えることができない。

(移転料)

第26条 移転料の額は、次に定める額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の定額による額
  - (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
  - (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額）
- 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職



員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

- 3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第27条 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第28条 扶養親族移転料の額は、次に定める額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧居住地から新居住地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に定める額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第26条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- (3) 第1号アからウまでの規定により、日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場

合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(移転料等の特例)

第29条 旧居住地から新居住地までの路程が、鉄道50キロメートル未満の場合又は同一地域内で住所等を移転した場合の移転料の額は、赴任を命ぜられた日の翌日から6か月以内に住所等を移転した場合に限り、第26条の規定にかかわらず、次に定める額（扶養親族を移転しない場合には、その2分の1）による。この場合において、路程の計算については、別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 旧住所等から8キロメートル以内の地域へ新住所等を移転した場合 別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額（以下この条において「移転料定額」という。）の3割に相当する額
- (2) 旧住所等から16キロメートル以内の地域（前号に掲げる地域を除く。）へ新住所等を移転した場合 移転料定額の8割に相当する額
- (3) 旧住所等から16キロメートルを超える地域へ新住所等を移転した場合 移転料定額

2 前項の規定に該当する場合には、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、前項第3号に該当する場合には、旧住所等から新住所等までの旅行について、前条の規定に準じて計算した鉄道賃、船賃及び車賃の額の合計額を扶養親族移転料として支給する。

(在勤地内等旅行の旅費)

第30条 在勤地内における旅行については、移転料及び日額旅費以外の旅費は、支給しない。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合には、別表第1の宿泊料定額の2分の1に相当する額の宿泊料を支給することができる。

(退職者等の旅費)

第31条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に定める旅費とする。

- (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費
  - ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費
  - イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して当該退職

等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等の命令の  
通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

- (2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地  
を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費  
(遺族の旅費)

第32条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に定める旅費とする。

- (1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する  
前職務相当の旅費
  - (2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新  
在勤地までの前職務相当の旅費
- 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げ  
る順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第28条第1項第1号の規定  
に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。  
この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡し  
た日」と読み替えるものとする。

### 第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第33条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給す  
る旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機に  
より本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃並びに本邦  
を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓  
料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第34条 鉄道賃の額は、次に定める旅客運賃（以下この条において「運賃」とい  
う。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、理事長が  
定める等級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (3) 理事長が定める者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合

には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

- (4) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金  
(船賃)

第35条 船賃の額は、次に定める旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、理事長が定める等級の運賃  
(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃  
(3) 理事長が定める者が業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃  
(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金  
(航空賃及び車賃)

第36条 航空賃の額は、次に定める旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、理事長が定める等級の運賃  
(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃  
(3) 理事長が定める者が業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第37条 日当及び宿泊料の額は、別表第2の定額による。

- 2 第34条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、別表第2の定額の7割に相当する額による。  
3 食卓料の額は、別表第2の定額による。  
4 第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓

料について準用する。

(移転料、着後手当及び扶養親族移転料)

第38条 移転料及び扶養親族移転料については、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号。以下「広島市旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(支度料)

第39条 削除

(旅行雑費)

第40条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、査証手数料、外貨交換手数料及び傷害保険料の実費額による。

(死亡手当)

第41条 死亡手当の額は、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第32条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額とする。

3 第32条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において前2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者の旅費)

第42条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、理事長が定める旅費とする

#### 第4章 雑則

(旅費の調整)

第43条 理事長は、時宜により旅費の定額を減じ、又は旅費の全部若しくは一部を支給しないことができる。

2 理事長は、特別の事情により職員その他の者がこの規程の規定による旅費により旅行することが困難である場合には、旅費を増額することができる。

3 旅行者が法人以外のものから旅費の支弁を受けるときは、この規程に定める旅費はこれを支給しない。ただし、その旅費額がこの規程に定める旅費額より少ないときは、その差額を支給することができる。

(旅費の特例)

第44条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(委任)

第45条 この規程実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、広島市旅費条例の規定に基づき命令を受けた旅行の取扱いについては、なお従前の例による。

3 施行日の前日に広島平和研究所長として在職し、施行日以後も引き続き広島平和研究所長として在職する者の旅行の取扱いについては、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は平成30年4月1日から施行する。

2 この規程の規定による改正後の公立大学法人広島市立大学旅費規程第38条第2項の着後手当（以下「改正後の着後手当」という。）については、平成24年4月1日から適用する。

3 この規程の規定による改正前の公立大学法人広島市立大学旅費規程第38条の規定に基づいて平成24年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた着後手当は、改正後の着後手当の規定による手当の内払とみなす。

別表第1（第19条—第21条、第26条、第27条、第29条、第30条関係）

内国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
	円	円	円
理事長、理事若しくは一般職給料表8級の職務にある者又はこれらに相当する者	1,500	14,800	3,000
教授、准教授、一般職給料表7級若しくは同表6級の職務にある者又はこれらに相当する者	1,300	13,100	2,600
上記以外の者	1,100	10,900	2,200

2 移転料

区分	鉄道50 キロ メートル未 満	鉄道50 キロ メートル以 上100キ ロメー トル未 満	鉄道100 キロ メートル以 上300キ ロメー トル未 満	鉄道300 キロ メートル以 上500キ ロメー トル未 満	鉄道500 キロ メートル以 上1,000キ ロメー トル未 満	鉄道1,0 00キロ メートル以 上1,500キ ロメー トル未 満	鉄道1,5 00キロ メートル以 上2,000キ ロメー トル未 満	鉄道2,0 00キロ メートル以 上
	円	円	円	円	円	円	円	円
理事長若しくは教育職給料表4級、同表3級25号給以上若しくは一般職給料表6級以上の職務にある者又はこれらに相当す	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000

る者									
教育職給料表 3級1号給か ら24号給若し くは同表2級、 同表1級41号 給以上、一般職 給料表5級若 しくは同表4 級の職務にあ る者又はこれ らに相当する 者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000	
上記以外の者	93,000	107,000	132,000	163,000	216,000	227,000	243,000	282,000	

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1  
キロメートルとみなす。

別表第2（第37条、第41条関係）

外国旅行の旅費

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜 につ き）
	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都 市	甲地方	乙地方	丙地方	
理事長、理事若 しくは一般職給 料表8級の職務 にある者又はこ れらに相当する	円 4,150	円 3,500	円 2,800	円 2,550	円 25,700	円 21,500	円 17,200	円 15,500	円 7,700



者									
教授、准教授、 一般職給料表 7 級若しくは同表 6級の職務にあ る者又はこれら に相当する者	3,600	3,100	2,500	2,250	22,500	18,800	15,100	13,500	6,700
講師、助教、一 般職給料表 5級 若しくは同表 4 級の職務にある 者又はこれらに 相当する者	3,100	2,600	2,100	1,900	19,300	16,100	12,900	11,600	5,800
上記以外の者	2,650	2,200	1,800	1,600	16,100	13,400	10,800	9,700	4,800

備考

- 1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方（以下「指定都市等」という。）とは、広島市旅費条例で定める指定都市等の区分に応じた都市又は地域をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める額とする。

2 死亡手当

区分	死亡手当
理事長若しくは一般職給料表 8級の職務にある者又はこれ らに相当する者	円 512,000
理事若しくは教育職給料表 4 級 5号給以上若しくは一般職 給料表 7級の職務にある者又 はこれらに相当する者	464,000
教育職給料表 4級 1号給から 4号給まで、同表 3級 2 5号給 以上若しくは一般職給料表 6 級の職務にある者又はこれら に相当する者	416,000

教育職給料表 3 級 1 号給から 2 4 号給まで、同表 2 級 3 3 号 給以上若しくは一般職給料表 5 級の職務にある者又はこれ らに相当する者	392,000
教育職給料表 2 級 1 号給から 3 2 号給まで、同表 1 級 4 1 号 給以上若しくは一般職給料表 4 級の職務にある者又はこれ らに相当する者	368,000
上記以外の者	320,000